

## 第一部 保全

### 用語の定義

これらの用語とその定義は、この部に適用する。

不利益な影響 自然、歴史及び文化的資源の完全性又は重要性を損なわせる改変行為。

考古学資源 歴史及び文化的資源の関連物として、先史又は有史時代の人間の生活や活動の遺構が含まれることがある。このような資源には、陶磁器、籠細工、瓶、武器、武器の発射物、道具、建造物又は建造物の一部、竪穴式住居、岩絵、岩の彫刻、浮彫、墓、人骨又はこれらの一部が含まれる。

バイオセキュリティ 人間、動物及び植物の生命と健康へのリスク管理並びに病原菌、侵入種、外来種及び有害生物の導入に伴う環境へのリスク管理。

保全 計画的な管理、使用及び保護、現在及び将来の世代のための継続的な利益並びに搾取、破壊及び瑕疵の防止。

文化財 日本における文化財は以下のもので構成される。

(1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産であって、日本国において歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと複合してその価値を生みだしている土地その他のものを含む）であり、学術上価値の高い考古学上及びその他歴史的資源。

(2) 無形文化財 日本において歴史的に重要な又は芸術的価値のある演劇、音楽、工芸技術及びその他無形の文化的所産。

(3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰及び年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術、衣服、器具、家屋及びその他の物件で、日本の生活の推移を理解する上で欠くことのできないもの。

(4) 記念物 貝塚、古墳、都城跡、砦跡、城跡及び旧宅などの遺跡で日本において歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で日本において芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、動物（その生息地、繁殖地、登山道を含む）、植物（その自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然現象が認められる地域を含む）で日本において学術上価値の高いもの。

(5) 文化的景観 地域社会における人々の生活や職業、その地域の気候によって形成された景観で、日本の生活様式や職業を理解する上で欠かせないもの。

(6) 伝統的建造物群 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの。

(7) 重要文化財の対象 国宝を含む。

(8) 史跡、名勝、天然記念物 特別史跡、特別名勝、特別天然記念物を含む。

生態系ベースの管理 自然資源を管理するための目標主導型のアプローチで、現在及び将来の任務所要事項をサポートし、生態系の完全性を維持し、自然の

プロセスと互換性のある規模であり、自然の時間軸を認識し、機能する生態系の中で社会的・経済的に存続可能であることを認識し、複雑で変化する所要事項に適応し、効果的なパートナーシップによって実現されるものである。また、環境を部分の集合体としてではなく、全体として機能する複雑なシステムとして捉え、人間とその社会的及び経済的ニーズが全体の一部であることを認識するプロセスである。

絶滅危惧種 植物又は動物の種で、その種の存続が危機に瀕しているか、その可能性があるため、関連する生息地の破壊又は有害な改変からの特別な保護の対象となるものとして、政府によってリストアップ又は指定されたもの。野生の動植物の種に関して、その種の個体数が著しく少ない、その種の個体数が著しく減少している、その種の個体の主な生息地が消滅している、その種の個体が生息又は生育する環境が著しく悪化しており、その種の生存に悪影響を及ぼすレベルに達している、又はその他の状況がある場合。

歴史及び文化資源 世界史、国史、地方史、建築学、考古学、工学又は文化において重要な先史時代又は歴史的な地区、敷地、建物、構造物、又は物体をいう。これには、そのような地区、敷地、建物、構造物、又は対象物に関連する人工物、考古学的資源、記録及び物質的遺物が含まれ、また、その国の伝統的な文化や歴史の一部として重要と考えられる自然資源（植物、動物、景観の特徴など）も含まれる。世界遺産リストや日本の文化財リストに掲載されているものは、歴史及び文化資源とみなす。

歴史及び文化資源プログラム 歴史及び文化資源の識別、評価、文書化、保管、取得、保護、再生、復元、管理、安定化、維持、記録及び再建のためのプログラム。武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年ハーグ条約に準拠し、武力紛争の予見可能な影響から文化財を保護することを含む。

歴史的建造物 築50年を超える建造物で、当該地域の歴史的景観に寄与し、再生することが容易でないもの。歴史的建造物は日本において有形文化財として分類される。

施設 国防省訓令4715.05に定義される。

特定外来生物 生きている個体（卵、種子及びその器官を含む。）であり、海外から日本に導入されることにより、その本来の生息地の外に存することとなり、根絶されなければならないものとして日本政府により指定され、日本の在来生物とその性質が異なることにより生態系、人の安全、農業、林業及び／又は漁業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの。亜種及び変種を含む。

目録 世界的、国家的又は地域的に重要な意味を持つ可能性のある歴史及び文化資源の位置を決定する行為又はそのような決定の記録。

物質的遺構 地上、地下、水中を問わず、人間の居住、職業、使用又は活動を示す物理的な証拠であり、そのような証拠が存在する場所、位置又は状況を含む。このような証拠には、構造物；遺物の集積又は散乱；全体又は断片的な道具、器具、容器、武器、衣類及び装飾品；製造又は使用から生じる副産物、廃棄物又は破片；有機廃棄物；人骨；岩石彫刻、岩絵及び浮彫；岩石シェルター及び洞窟；及びそれらの全ての部分又は遺構が含まれる。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

**緩和** 国防省の行動が歴史又は文化資源に及ぼす悪影響を軽減又は相殺するために設計された特定の措置。

**自然資源** 自然界に存在し、美的、生態的、教育的、歴史的、娯乐的、科学的又はその他の価値を持つ生物及び無生物の物質（人工物ではない）。

**自然資源管理** 人間のニーズと自然環境を維持・支援する生態系の能力とのバランスをとるために、自然資源を研究、保全、管理、回復するために、科学、経済、政策を組み合わせる行動。

**自然資源管理計画** 実践可能な範囲で最大限、生態系に基づく管理に焦点を当てた統合計画。自然資源管理の個々の構成要素（魚類・野生生物、林業、土地管理、野外レクリエーションなど）と、任務所要事項や施設の自然資源に影響を与える他の土地利用活動との相互関係を示す。

**保存** 建造物、構造物又はその他の歴史又は文化資源の現存する形態、完全性及び材料並びに敷地の現存する形態及び植生被覆を維持するための手段を適用する行為又は過程をいう。これには、必要に応じた初期の安定化作業や、歴史的建造物の部材の継続的な維持管理が含まれることがある。

**保護** JEGS第2章における歴史及び文化資源保護の文脈では、劣化、損失、衝撃又は改変から保護することによって、資産の物理的状态に影響を与えるように、又は、危険又は損傷から資産を保護又は防御するように設計された手段を適用する行為又は過程。建造物や構造物の場合、このような処置は一般的に一時的なものであり、将来の歴史的保存処置を想定している；考古学遺跡の場合、保護措置は一時的なもの又は恒久的なものである。

**危険にさらされている種（SAR）** 米国魚類野生生物局/米国海洋大気圏大気汚染防止局が公表する種を含む。

米国魚類野生生物局/米国海洋大気庁水産局の外国種リスト又は日本国政府リストに掲載されている種で、絶滅危惧種、国別保護種又はリスト候補種に指定されている種を含む。SARには、脅迫種、絶滅危惧種、国別保護種に指定される可能性があり、軍事的任務に実質的な影響を与える保全活動が必要になる可能性がある種も含まれる。

**重要な自然資源** 施設又はその生態系にとって特別に重要であると認識された自然資源。自然資源は、地方、地域、国又は国際的な規模で重要である場合がある。絶滅危惧種、SAR及びその生息地は重要な自然資源である。

**基準** 米国内の国防省の施設、設備及び行動に適用される米国の法律及び連邦規則の実質的な要素、又はその要素で領域外適用がなされるもの、若しくは、その要素で、米国外の施設において、人の健康及び環境を保護するために必要と決められたもの。

**合衆国** 国防省訓令4715.05に定義される。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

## 第一部 保全

略称

G O J 日本国政府

L E C 環境司令官

S A R 危険にさらされている種

U . S . C . アメリカ合衆国コード